

## 欧米諸国における対発展途上国教育援助政策・手法に関する一考察

黒田 則博

(広島大学教育開発国際協力研究センター)

### 1.はじめに

1990年の「万人のための教育世界会議」(タイ、ジョムティエン)以降、教育分野での、特に基礎教育分野における発展途上国への国際協力の重要性が強調される中、世界最大の援助国の一である日本としてもこの分野で積極的な貢献が求められている。しかしこれまでの日本のこの分野での貢献は、校舎建設などのハード面での援助が中心であり、教育行政制度の整備、教員養成・研修の推進、カリキュラムや教育方法・教材の開発、学校・学級経営の改善など、いわゆるソフト面での援助が本格的に始まったのは、ようやく1990年代の中頃になってからである。

このような状況から、今後日本がこの分野で効果的・効率的に援助を進めていく上で、教育援助について比較的豊富な経験と実績を有する欧米諸国のノウハウを学び、それを日本の中に蓄積しておくことが重要である。特に近年国際開発援助について、Partnership、Ownership、Sector Wide Approach、Knowledge-based Aid、Fast Track Initiativeなど、世界銀行や一部のヨーロッパ諸国がリードする形で、矢継ぎ早に様々な概念やプログラムが作り出され国際援助思潮が形成・展開されている観がある。日本としてもただただこれらに追随するのではなく、独自の立場で対応していくためにも、欧米に学ぶ必要がある。

本稿はこのような問題意識から、文部科学省科学研究費補助金(平成12年度~14年度)により標記のテーマで実施された調査研究<sup>(1)</sup>の成果に基づき、今後日本の国際開発援助、

特に教育協力を促進する上で参考になると思われる援助政策や手法について、欧米諸国の特徴等をいくつかの項目に沿って抽出しようと試みるものである。

### 2.国際開発援助に関する基本的な考え方

一国を国際開発援助に向かわせる目的や動機には、政治的、経済的、外交的、人道的あるいは宗教的等様々なものがある。また、一国が国際開発援助を行うのは、これらの動機のうちどれか一つに基づいているというよりは、様々な形でそれらが複合したものが国をして援助に向かわせるのであろう。ここではそのような様々な要因の複雑な連関を解明しようとするのではなく、その中から特徴的なものをいくつか抽出しようと試みる。

#### (1)キリスト教的な伝統と人道主義に基づく援助

ノルウェーでは、「・・・経済・社会開発に対してキリスト教的な信仰や道德が積極的な影響を与えており、アフリカやアジア諸国において百年にもわたって続いたキリスト教の伝導の伝統を受け継いだのが、ノルウェーの政府開発援助の始まりだとされている」(コリツインスキー 2003、113頁)。各国の援助機関の公式な報告書等にはこのような見方が直接述べられることはほとんどないが、このコリツインスキーの記述は、ヨーロッパ、特に北欧諸国の援助関係者が暗黙の前提としてきたものを明確に示したものといえよう。すなわち、キリスト教国に長く根付いて

きた弱者へのCharity(慈善、施し)の感情が開発援助の根底にあるという。しかしこのCharityの感情をさらに掘り下げるに、このことは啓蒙や教化という活動と不可分に結びついているといわざるを得ない。すなわち、“文明の光の届かない”遅れたアフリカやアジアの国々をキリスト教という光によって啓蒙・教化するということである。ここには、援助する側(文明)と援助される側(未開)との非対称性、あるいは上下関係が強く意識されていることは明らかである。

一方近年欧米諸国では国際開発援助において、PartnershipやOwnershipが重視され、また、国際開発援助(International Development Assistance)という用語よりは国際開発協力(International Development Cooperation)(いづれも下線は筆者)の方が好んで使用されるようになり、“援助する側”と“援助される側”的対等性が強調されるようになっているが<sup>(2)</sup>、周知のとおりその強力な提唱者は北欧諸国である<sup>(3)</sup>。このことは、上述のとおりキリスト教伝導の歴史からくる、途上国へのある種の差別意識を克服しようとする努力とも理解できる。コリツィンスキーによれば、ノルウェーの開発協力を支える理念に理想主義的な側面があるとすれば、それは、「・・・人道的・社会民主的価値とBrotherhood(同胞愛)や国際的連帯というキリスト教的な理想とがない交ぜになったものである」(同上、115頁)という。確かにここには、“援助される国”と“援助する国”との関係を、かつての教化や啓蒙という不平等の関係としてではなく、同胞愛や国際的な連帯といった平等な関係として捉えてようとしていることが示されている。

しかし先に述べたように、各国は一つの動機だけから援助を行っているのではなく、例えば、上記のような人道主義のチャンピオンともいわれるスエーデンですら、中級国家(middle power)としての外交的な手腕を發

揮したい、あるいは貿易促進といった動機も援助の背後にあるとされる(Schraeder, Jほか1998、314 - 317頁)。

## (2) 国際戦略の一環としての援助

東西冷戦の時代にあっては、援助が途上国を自らの陣営に鞍替えさせる、あるいは引き止めるための有効な手段であったことは紛れもない事実である。浜野(2003、174 - 176頁)によれば、特にアメリカは国際戦略の一環としての援助という意識が強く、戦後間もない時期から、「生活水準が向上すれば、人々は共産主義から遠ざかるであろう」との考えの下、「反共主義」と「国際安全保障」のための援助政策が展開された。このような援助の戦略的な活用は、1960年代に、戦略的重要国における米国の政治・経済・安全保障・軍事上の目標を達成するための「経済支持援助」(Economic Support Fund)としてアメリカのODAの中に明確に位置付けられ、今日でもアメリカのODAの30~40%もの多くを占めている。冷戦終結後は、一時援助の安全保障の観点からの重要性は相対的に薄れたが、2001年9月11日の同時多発テロ以後、再びその重要性が認識され、貧困にあえぐアフリカがテロの温床となっているとして、対アフリカへの援助の増額を表明している。

アメリカとはまた別の意味で、援助を外交戦略に明確に位置付けている国としてフランスが上げられる。フランスにとって「大国としての威信の回復」や「大国フランスの復活」(堀田、坂井2002、38 - 37頁)が長期的な目標としてたえず外交の底流にあり、援助がその実現に向けての重要な戦略のひとつとされている。フランスの援助においては、“連帯と影響力”というスローガンが掲げられているが、事実上これはアフリカを中心とする旧植民地等フランスが歴史的に影響力を行使してきた国々との連帯であり、それへの影響力の維持・拡大ということである。現に、かつ

てよりは減少したとはいえ、サハラ以南の旧植民地及びマグレブ諸国（アルジェリア、モロッコ、チュニジア）への援助は依然として全体の50%を超える（同上、49頁）。またSchraederほかの研究（1998、317-319頁）でも、援助におけるフランスと旧植民地諸国との強い結びつきが実証されている。要するに、フランスが世界的なプレゼンスを高めるための重要な拠点への重点的な援助ということがいえよう。

### （3）国益論から“普遍的価値”に基づく援助へ

上記のアメリカやフランスほどではないにせよ、多かれ少なかれどの国においても国益のための援助の議論はみられる。例えばオランダでは（グリーク、2001、153-154頁）援助が開始された50年代、60年代には、援助による経済的な見返りを期待する議論が高まったが、70年代に途上国の自助努力を強調する開発協力大臣が登場するに至って、援助の自国へのいわば還流といったことは強く否定されるようになったという。またドイツでも（長島、2003、23頁）開発援助における“倫理的責任”と“自己利益”とのいずれもがたえず意識され、議論されてきたという。日本は経済的な利益のために開発援助を行っているとしばしば指摘されているが（Schraederほか、1998、311-314頁）、「政府開発援助大綱」（平成4年6月30日）では、「・・・開発途上国の安定と発展が世界全体の平和と安定にとって不可欠・・・」であるとして、いわば開発援助と国益が予定調和するものであるとの立場をとっている<sup>(4)</sup>。

開発援助の意義として国益論を持ち出すかどうかは別にして、いずれにしても近年多くの国において、援助を行うことの意義について国民に説明する必要性に迫られていることは事実である。その大きな理由の一つは、冷戦の終焉により援助を行うことの、ある意味で最も分かりやすい根拠が消滅したことであ

る。つまり、援助をすることを通じて自陣に属する国を維持・拡大し自国の安全を確保するという、いわばアシリオリな援助安全保障論が意味をなさなくなってしまったことである。もう一つは、1980年代以降、“福祉国家”や“大きな政府”が行き詰まりを見せ、多くの先進国が“市場社会”や“競争社会”へ国家モデルの転換を迫られ国内的な課題を優先する“内向的傾向”（King、1999、14頁）を示す中、なぜ今援助なのかを説明する必要性が一層高まっていることである。

しかし援助を正当化する原理としてここで登場してきたのが、実は必ずしも新たな国益論ではなかった。上述のように冷戦時代の理由付けはもう通用せず、かといって援助の経済的な利益を強調することは、途上国の榨取という国際的な非難を免れ得ないし、また歴史的な外交関係の維持といった消極的な理由では国民の納得はなかなか得られない。そこに現れてきたのが、「大半の資金・技術援助機関が共通に合意する価値に基づく真に開発のための協力」（Gmelin、1999、147頁）という、いわば“普遍的価値”に基づく開発援助という考え方である。少なくとも、このような傾向はEUの中で確実に進行しつつあるという。それでは、このような“普遍的価値”に基づく援助が実際何をもたらしているのかを次に見てみよう。

### 3.“普遍的価値”による援助対象国の選別（排除？）

#### （1）“普遍的価値”に基づく開発課題の例

援助する側が、“普遍的価値”として援助される側に何を求めているか、いくつかの例を見ておこう。例えばフィンランドでは、被援助国を選ぶ基準として、当該途上国政府が、「市場経済への構造調整」「貧困削減」「環境保護」「人権」「民主的な政府」の実現にコミットしているかどうかが挙げられている（タカラ、2003、142頁）。

またイギリスの国際開発白書（DFID、2000、6-7頁）では、グローバル化へ対応するための支援をイギリスから受けるには、途上国は、1) 安全に企業活動ができ正当な利潤が得られるような政策がとられていること、2) 賄賂や汚職が罰せられ、人権が尊重され、労働条件が遵守されるような安定的な法体系が存在していること、3) 健全な民主主義が存在すること（公財政の適切な処理、保健・教育サービスが有効に機能していること、公正な法の執行、メディアの自由）、4)（水、電気、道路などの）基盤整備に投資が行われていること、5) 武力による内紛がないことなどが求められている。

さらに教育分野に限って、援助を受ける側にどのような教育施策の実施が求められているかをスウェーデンの例（フッセン、2003、94-95頁）でみてみると、以下のように教育開発に関するありとあらゆることが求められているといつても過言ではない。1) トップダウンの教育から参加型で、人権を重視した、学習者中心で、ジェンダーに配慮した教育、2) 透明で説明責任をともなう教育行政、3) 基礎教育の義務・無償化、4) 國際人権条約等に基づく教育行政、5) 子どもの特別なニーズへの配慮、6) ジェンダー、マイノリティ等に配慮した教育、7) アクセスの向上と質の向上、8) 万人のための識字、9) 生涯学習。

## （2）新たな開発課題の意味

このような例は枚挙に暇がないが、第一に、「普遍的価値」<sup>(5)</sup>という形で途上国に対してますます多くの開発課題が課されるようになってきたことは明らかである。第二に、このような価値について、援助する側の国々（特にヨーロッパ諸国）の間で合意が形成されつつある。従来は援助国間の協調は主としてOECD / DACの場で行われてきたが、現在ECも加盟諸国間で援助についての共通の枠組みを作りつつあるという（Gmelin、

1999）。実はこのように援助する側の結束が強まるということは、援助される側の立場が相対的に弱まるということを意味する。例えば冷戦の時代であったならば、被援助国は条件が厳しければ他の陣営に乗り換えることもできたかもしれないが、援助国がいずれも同じ価値を受入れるように迫ってくるのであれば、援助を貰うにはそれを受入れるしかないことになる。

これに関しもう一つ重要なことは、現在欧米諸国において、これらの価値を基準として被援助国を選抜・精選が始まっているということである。もちろん、援助に回される国の予算の縮小や被援助対象国の増大<sup>(6)</sup>などの背景はあるが、いわば“普遍的価値”を踏絵として、これらの価値を取り入れようとしない、あるいはそれに沿った政策を取ろうとしない国々は被援助国から外されるということである。

例えばオランダでは、1) 自由、民主主義、人権の尊重、2) 環境破壊を伴わない持続的な開発、3) 下からの（自発的な）貧困撲滅といった基準から、これまでの124の援助対象国が17ヶ国に大幅に削減されたという（グリーク、2001、156頁）。上記のフィンランドの例でも、「もし開発協力パートナー（いわゆる被援助国のこと、筆者注）がこれらの目的を支持できないという場合には、フィンランドとしてはそのような状況を変えるべく建設的な対話をを行い、それでもだめだとなれば、協力関係の継続を再考する」（タカラ、2003、142頁）としている。また同じような例として、イギリスは「貧しい人々を多く抱え、そして貧しい人のための政策環境が整っている貧しい国々」を援助の対象としており、「例えばパキスタンのように、多くの貧しい人々がいるが政策環境が好ましくない場合もある」（DFID、2001、17頁）とし、一定の基準により場合によっては特定の被援助国を排除することを明言している。

#### 4. 開発援助における教育及び基礎教育の位置付けとその規模

##### (1) 教育援助の位置付け

1996年にOECD/DACが採択した「新開発戦略」に盛られている7つの開発目標のうち2つまでもが教育に関するものであり、その意味では開発援助において援助国の間で、教育の重要性が再確認されたといえるかもしれない。しかしつぶさに見ると、1990年の「万人のための教育世界会議」にせよ、この「新開発戦略」そして2000年の「ダカール行動枠組み」のいずれにおいても、要するに教育セクターの中のどのサブセクターに重点を置くかということが主として議論されたのであり、その結果、それまで対象者が多くその成果も見分けにくいとされてきた、基礎教育にあえて重点を置くことを宣言したのであった。

実際欧米諸国での議論も、教育セクター全体への配分をどう増やすかということよりも、基礎教育をどう位置付けまたどれだけ重視するかが中心である。例えば貧困削減を開発援助の重要な目標として掲げるイギリスやスウェーデンでは、基礎教育、なかんずく初等教育はそのための重要な要因の一つとされている（秋庭、2003、171頁、フッセン、2003、86頁）。またこれらの国に限らず、欧米諸国の教育援助において基礎教育は人間の基本的なニーズであり人権であるとの認識は共通してみられる。さらに北欧諸国を中心として、女子教育への配慮が重視されているのも周知のとおりである。

伝統的に教育援助において国際的な比較優位があるとして職業・技術教育での援助を重視してきたドイツにおいても、1990年の「ジョム・チェン」以降国際的な教育援助思潮に沿って、職業・技術教育と同程度に基礎教育にも重点が置かれるようになっている（長島、2003、17頁）。またこれまで基本的に高等教育への援助を重視してきたアメリカで

も、2000年に基礎教育に関する政策文書、“Program Focus within Basic Education”が出され、基礎教育重視の姿勢が示されている。ただ、アメリカはそもそも教育への配分が低い(1%台～4%台)上に、そのうちの基礎教育の占める割合も10%前後に過ぎない（浜野、2003、180、184頁）。

上記のような国際的な教育援助思潮から孤高を保つかのように、独自路線を歩んでいるのがフランスである。「1-(2)」でも述べたように、フランスの開発援助の主眼が旧植民地を重点として支援することを通じ、「大国フランスを復活」させることにあるとすれば、教育援助がこれらの国を中心としたフランス文化とフランス語の維持・普及<sup>(7)</sup>に傾斜しているのも肯けるところである。外務省にはフランス語圏・国際協力大臣があり、また同省の国際協力・開発総局には、専らフランス語とフランス文化を担当するフランス語・文化協力局が設けられている。しかも同総局の予算（事業費）のうち40%以上がこの局に配分されている（以上は、堀田、坂井2002に拠り記述）。

なお基礎教育重視の教育援助方針は、「人間の基礎的ニーズもしくは基本的人権としての基礎教育という、ユニセフ的な人権アプローチと最大の社会的収益率・最大の開発効果・投資効果が期待できるサブセクターとしての基礎教育という、世界銀行的な開発アプローチが合致した結果」（黒田一雄、2003、198頁）であるとされるが、各国の援助機関等の文書では、経済成長のための人的資源開発に貢献する基礎教育といった世界銀行的な発想が前面に打ち出されることはあるまいようである。

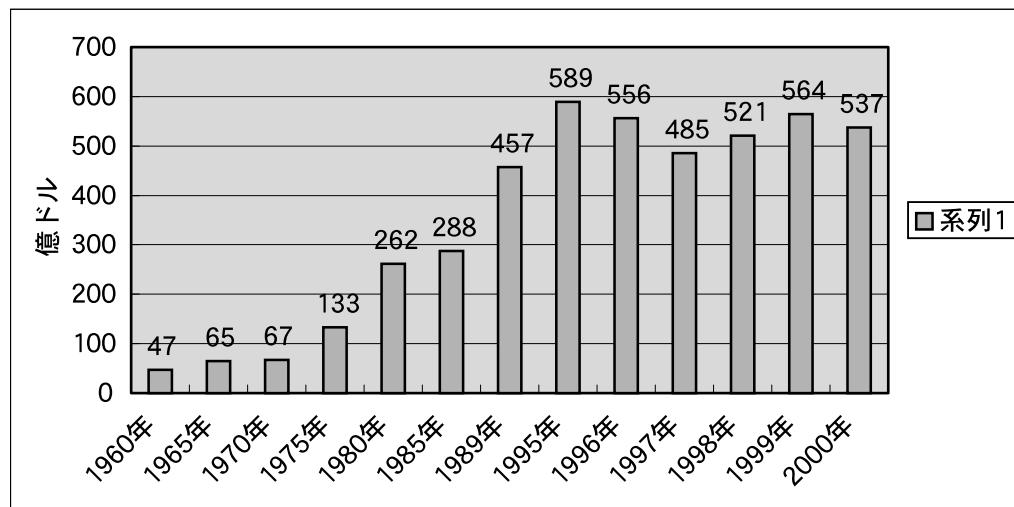
##### (2) 教育及び基礎教育分野へのODAは伸びたのか

1990年代は、基礎教育を中心とする万人のための教育（Education for All = EFA）が教育援助の世界を席巻した観があるが、は

たして、国際会議において再三宣言されたことが実際のODA支出の中に反映されているのであろうか。まずODAの総額を見てみると<sup>(8)</sup>、図1に示すとおりである。1990年代中頃まで概ね年々増加傾向にあったODA

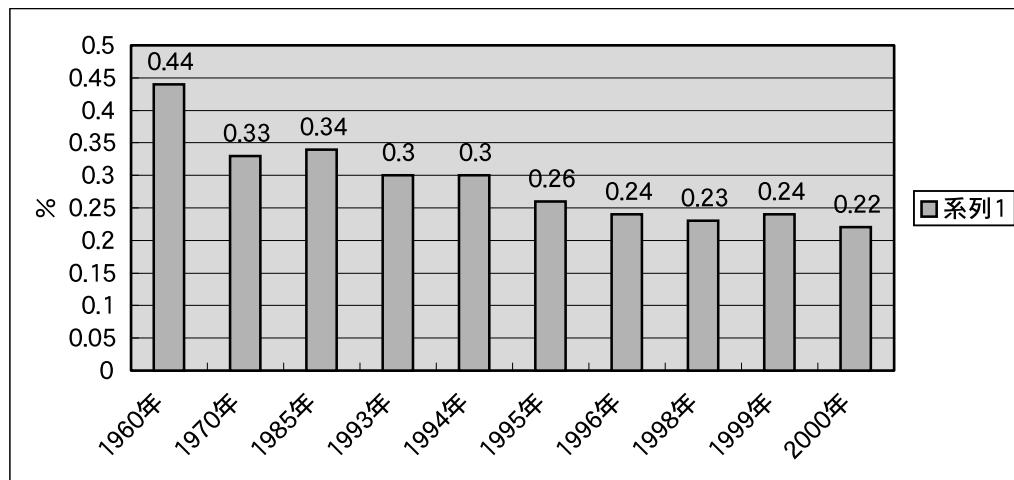
が、それ以降停滞あるいは減少の傾向を示している。また図2に見るように、対GNP比においてもまったく同じ傾向が見られ、ODAの額からみれば、教育分野での熱い議論とは裏腹に冷ややかな傾向を示している。

図1 ODA 総額の推移



(出典) OECD / DAC

図2 ODA の対 GNP 比の推移

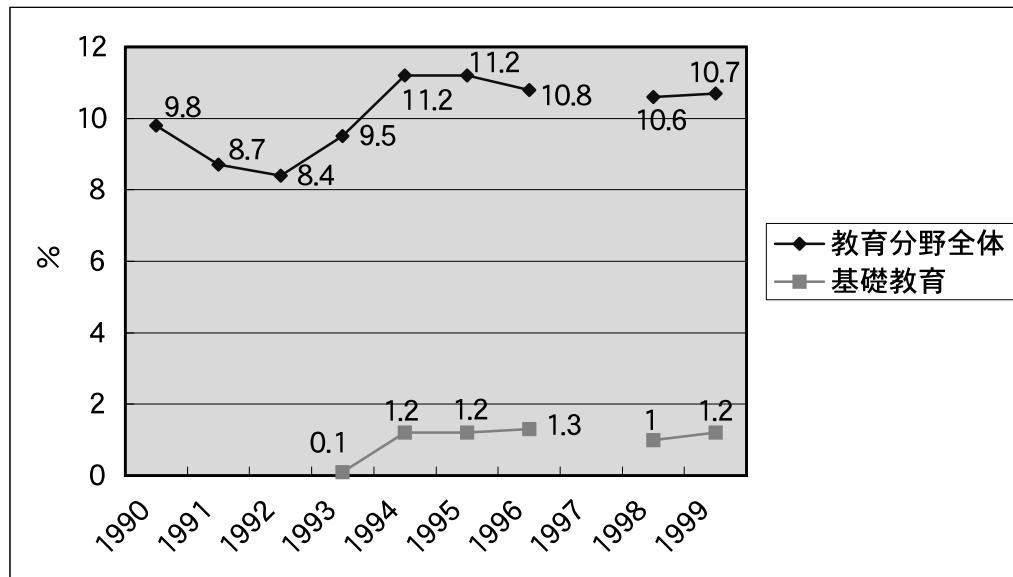


(出典) OECD / DAC

一方ODAに占める教育や基礎教育分野の大きさを見ると、図3のとおりである。OECD / DAC諸国全体でみると、ここでも教育や基礎教育が軽視される傾向にあるとはいえないが、かといってそれを重視しているという顕著な姿勢も必ずしもみられない。教

育全体では、1990年代中頃に9%台から11%程度に上昇し、以後そのレベルで推移している。また基礎教育については、ODAの全体の1.2%～1.3%程度を占めており(教育分野の中では10%強)、これも1990年代中頃から大きな変化はない。

図3 ODAに占める教育及び基礎教育分野の占める割合



(出典) OECD / DAC

もちろん国によって異なるものの、全体としては概ね1990年代中頃までに何がしかの財政的な努力が見られたようであるが、それ以降横ばいで推移しているというのが実情である。

## 5. 援助の手法・事業実施方式

(1) “援助する者” “援助される者”から“対等”的関係へ  
「1-(1)」でも少し述べたとおり、1990年代中頃から特に北欧諸国を中心として、“援助する者”(Donor)と“援助される者”(Recipient)という概念に替えて、“財政パートナー”(Funding Partner)や“開発パートナー”(Development Partner)という用

語を使い、さらには、“援助”(Assistance)を“協力”(Cooperation)と言い換えるなど、両者の対等性が協調されるようになった。

コリツインスキー(2003、117頁)によれば、このことは、「…(援助という言葉がもつ、筆者補注)慈善的なそして家父長的な含意から、すべての国に共通のグローバルなチャレンジを重視した、相互的・協力的な観点への移行を意味するものであって、教育分野での支援についていえば、それぞれの地域や国の文化的なまた学習における伝統を一層尊重することであり、ドナーの教育経験、機関、実践にあまりウエイトを置かないことである」としている。またスエーデンでも、「パートナーシップはすべての開発協力につ

いて鍵となる原則であり、国際的にも共有された概念で、ますます重要になってきている。国際的な条約や開発目標（万人のための教育へのコミットメントを含む）が、価値、規範そして未来像についての共通の枠組みとなっている」（フッセン、2003、85頁）と理解されている。すなわちいずれの場合も、いわゆる先進国も途上国も双方が開発に関し合意した「共有の土俵」の中にいるという意味において、互いにパートナーであるとされている。さらにこの国際的な共通の枠組みをさらに一步進め、様々な目的に応じて個別のパートナーシップの枠組みが作られる必要があるが、「教育セクターでの開発協力にとっては、財政パートナー側の行動規約が有益な文書となる」（フッセン、同上、85頁）として、むしろ資金を出す側が恣意的に行動しないように行動規範を定めることが重要だとしている。

ただ重要なのは、このような「援助」に対する考え方の転換がどのような背景の下で起こり、そして実際にこれがレトリック以上のものであるかどうかであるが、これについては別のところで論じた<sup>(9)</sup>ので、ここでは特に言及しない。

#### （2）オーナーシップ（Ownership）とセクター・ワイド・アプローチ（ドナー間協調）

上記のようなパートナーシップという対等な関係の中で、開発パートナー（被援助国）に課せられた責任がオーナーシップといつてよいであろう。このオーナーシップとは、外国からの支援を自らの事業の一環としてとらえ、当事者意識をもって開発に取り組むという一般的な意味としてももちろん理解されるが、北欧諸国、イギリス、オランダなどがこのことを強調する場合に多くは特定の文脈の中のことである。つまりこれらの国々が唱導する Sector Wide Approach（SWAP）や Sector Program Support（SPS）などと呼

ばれる、財政パートナー（ドナー）側のある種の調整・協調方式である。

SWAP や SPS とは、要するに個々のプロジェクトに対して支援するのではなく、保健や教育といったセクター全体を対象として援助を行おうというもので、その第一のステップは、当該セクターの開発戦略を策定することである。ここにおいて、まさに開発パートナーが主体的にこの作成に関わるだけの意志と能力を持っているかどうか、すなわちオーナーシップが問われる所以である。この開発戦略が出来上がって始めて、財政パートナー側は個々の事業（プロジェクト）の実施という形ではなく、主として当該セクターへの財政支援という形で協調支援が行われる。したがってここにおいても、開発パートナー側は戦略に基づき事業を有効かつ効率的に実施できる能力が求められることになる。

フッセン（2003、85頁）はこの両者について総括的に以下のように述べている。「オーナーシップとドナー間協調は、モニタリングや報告システムの調整、一括財源方式／財源のプール化を含むもので、パートナーシップが実を結ぶのには不可欠の原則である。すなわちこのことは、パートナー国やパートナー機関の仕組みやシステムを活用することを意味するものである。オーナーシップとドナー間協調は、能力形成と効率的な努力の一部として、教育セクターのあらゆる協力の道標となるべきものである。」

しかし SWAP についても、先のパートナーシップ概念の場合と同じように、本当に「援助される国」の立場を高めるかどうか疑問なしとしないが、ここでは論じない<sup>(9)</sup>。

#### （3）具体的な事業実施方式の特徴

まず事業の実施方式のうち最も特徴的なことの一つとして、「直営」方式から「間接」方式へという傾向を挙げることができよう。例えば米国援助開発庁（USAID）では、1970 年代の中頃までは現地に多くの職員を配置し

ていわゆる本部「直営」方式により事業を実施してきたが、ベトナム戦争による職員引き上げを契機とて、大学、コンサルタント会社、NGO等へのコントラクト・アウトによる「間接」方式に転換された。これにより、本部の業務は、事業の企画・立案、モニタリング、評価などに限定されることになった（浜野、2003、181頁）。同様にフィンランドでも、パートナー国のオーナーシップを尊重するとの観点から、事業はパートナー政府とフィンランド側の機関による共同事業とされている。このフィンランド側の機関は入札方式により決定され、フィンランド国際開発庁（FINNIDA）と契約を結ぶ。したがって FINNIDA の役割は、事業への資金提供と全体的な監督ということになる（タカラ、2003、149頁）。

のこととも関連して、本国からの長期専門家の数を減らして、現地の専門家やコンサルタントを活用する傾向も顕著である。その大きな理由のひとつは、コストの削減である（黒田則博、2002a、4頁）。この他、もちろん国にもよるが、途上国において各分野の専門家が育ってきていること、また、そのようなローカルの専門家の方が現地の事情を熟知しており、本国から派遣される外国人専門家よりも適切である場合があること、なども理由として挙げられる。自国の文化・言語の普及を通じ自国の影響力の拡大を図ろうとするフランスですら、派遣フランス語教員は過去20年ほどの間に8,000人から1,000人へと激減しており、その代わり政府のアドバイザーや大学の技術協力専門家の派遣という形で影響力を行使しているという（堀田、坂井、2002、43頁）。

さらに特に北欧諸国に顕著に見られる特徴として、開発援助においてNGOが大きな役割を担っていることが挙げられる。コリツィンスキ（2003、128-129頁）によれば、例えばノルウェーでは、1998年のODAのうち1/4が、そして教育分野では1/3がNGO

を通じて支出されているという。民主主義、人権、保健・教育などの分野が中心で、特に政府間の支援が困難な場合や緊急性が必要とされる場合などに、その効果を發揮するといふ。またこのうち主要NGOに対しては、5年間の一般的合意（Framework Agreement）に基づきそれぞれの予算の50%を補助しているという（黒田則博、2002b、195頁）。確かにNGOを活用することによって、いわゆる civil society に直接働きかけることができ、真のニーズのあるところに援助が届く可能性が高まることは事実であろう。しかし一方で、これほどまでに政府の補助を受けているNGOは、ODA実施のためのいわば政府機関の別働隊（あるいは隠れた実質的な政府機関）であり、はたして本来のNGO自主性が担保できるのかとの疑問も残る。

## 6. おわりに

以上欧米諸国の援助についての考え方やその実施の方式などについて、いくつか典型的と思われるものを抽出しようと試みてきたが、これらを踏まえて今後、日本の国際開発援助、そして国際教育協力の改善のために我々は何をすべきか、若干私見を述べておく。

澤村（2003、190頁）のいうように、「…好むと好まざると、日本の援助も欧米が考える援助の良し悪しで評価されるようになる」とすれば、まず何よりも「欧米が考える援助の良し悪し」とは何たるかを知っておく必要がある。これについては、世銀や一部の欧米諸国が援助思潮をリードしている反面、アメリカやフランスなどかなり独自の援助施策を推進している国が存在している実情について概観したところである。そして、教育や基礎教育へのODA比率、Partnership、Ownership、SWAP、「間接」方式による事業の実施、ローカルの専門家の活用といったことが、欧米の「良し悪し」の基準となって

いるらしいことが明らかになった。

しかしぬにしなければならないのは、はたしこれら欧米の「良し悪し」の基準がいわゆる国際基準だとしてそのまま受入れていいのかどうかを問うことであろう。つまりこれらを欧米におけるローカルな基準だとして相対化してみる作業が必要ではないだろうか。これについて筆者は別のところで、Partnership、Ownership、SWAPなどについてその相対化を試みてみた<sup>(9)</sup>。

そして最も重要でかつ困難な作業は、日本側から自らの経験を踏まえた援助の「良し悪し」を評価する基準を提起できるかどうかであろう。そのためには、自らが被援助国としての経験を持っていること、また植民地の経験やキリスト教の布教といったことから始まった欧米の援助とは異なり、日本の援助は戦後賠償というまったく異なる“援助国”

“被援助国”関係から始まることなどを踏まえ、何を発信できるのかを十分考える必要がある。おそらくその手がかりとなるのは、例えば、日本が一貫していい続けてきた“自助努力”であり、1994年のJICAによる「開発と教育 分野別援助研究会」の最終報告書で示された（澤村、2003、194頁）教育協力における互恵的、相互学習的な態度などであろう。しかし何よりも、これらのことが実際の援助事業の中で有効であることを示すとともに、それを合理的なものとして（日本人論の等にみられるような日本に特異なものとしてではなく）世界に説明する必要がある。

## 注

(1) 平成12年度～14年度文部科学省科学研究費補助金（基盤研究（B）（2））研究報告書「欧米諸国における対発展途上国教育援助政策・手法に関する比較研究」（課題番号12571013）研究代表者、黒田則博（広島大学教育開発国際協力研究セン

ター・教授）（平成13年7月まで）及び黒田一雄（広島大学教育開発国際協力研究センター・助教授、当時）（平成13年7月以降）。この調査研究は、ドイツ、フランス、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、オランダ、イギリス及びアメリカの欧米8ヶ国と世界銀行及びEUの2国際機関を対象に行われた。

(2) このような用語の言い換えが実態に合っているのか、それともレトリックに過ぎないのかを論じたものとして、Brock-Utne, B. (2000) や Sifna, N. (2001)などがある。

(3) 例えば、マルガリータ・フッセン(2003)参照。

(4) 同大綱ではこのほか、援助を行う根拠として「人道的見地」、「全人類的な課題」への取組み、さらには「国力に相応しい役割」を果たすことを上げている。このうち国力に応じた国際貢献という考え方には、日本にかなり特有なものといえよう。これは、世界第二位の経済大国となった日本が、日本が世界から認められ尊敬されるようになるには、経済以外の分野でそれに相応しい貢献をしなければならないという日本人の心理を反映したものと考えられ、政府開発援助に限らず“留学生受け入れ10万人計画”（21世紀への留学生政策懇談会「21世紀への留学生政策に関する提言」（昭和58年8月31日））などにも、同様の考え方方がうかがえる。

(5) このような価値の普遍性の問題については、例えば、黒田則博（2001）参照。

(6) 冷戦の終焉にともなって、旧東側の社会主义国やソヴィエト連邦を形成していた国々も被援助国となった。

(7) このような支援が、はたしてODAに含められるのかという疑問はたえず残る。

(8) デフレーターにより2000年の価格に調整してある。

(9) 黒田則博（2001）参照。

## 参考文献

(特に所収についての記載のないものは、上記(注1)の報告書所収)

秋庭裕子、2003.「イギリスにおける対途上国援助の現状」、166-173頁

グリーク・ルーカレ、2001.「オランダにおける対発展途上国教育政策の現状」『国際教育協力論集』第4巻第1号、153-164頁

黒田一雄、2003「教育分野の国際協力政策・戦略の世界的潮流と日本の教育協力」、196-212頁

黒田則博、2002a.「イギリスの大学における国際教育協力」平成11年度文部科学省科学研究費補助金(基盤研究(A)(2))研究報告書、研究代表者二宮皓「国際協力のための大学リソース活用方策に関する比較研究」(平成14年3月)(課題番号11691021)所収、1-12頁

黒田則博、2002b.「北欧諸国におけるアフリカ教育援助政策とその事業の実情」平成11~13年度文部科学省科学研究費補助金(基盤研究(A)(2))研究報告書、研究代表者澤村信英「アフリカ諸国の教育政策と主要援助機関の教育協力政策に関する国際比較研究」(平成14年3月)(課題番号11691087)所収、193-196頁

黒田則博、2001.「国際開発援助について「北」は何を議論してきたのか 最近の国際開発援助に関する考え方の動向」『国際教育協力論集』第4巻第2号、125-134頁

コリツインスキー、テオドール、2003.「Educational Assistance from Norway」、113-140頁

タカラ、トーマス、2003.「Finland's Development Cooperation in the Education Sector: Historical Overview and Current Challenges」、141-153頁

長島啓記、2003.「ドイツにおける対発展途上国教育協力」、11-25頁

浜野隆、2003「アメリカにおける対発展途上国教育援助政策・手法」、174-187頁

堀田泰司、坂井一成、2002.「フランスの教育援助政策の現状と課題」『国際教育協力論集』第5巻第2号、45-54頁

フッセン、マルガリータ、2003.「Swedish Development Cooperation in Education: Policies and Practices」80-97頁

Brock-Utne, B. (2000). *Whose Education for All?*, Falmer Press

DFID. (2001). Departmental Report 2001 Presented to the Parliament by the Secretary of State for International Development and the Chief Secretary to the Treasury by Command of Her Majesty, pp. 1-56

DFID. (2002). Making Globalization Work for the World's Poor: An Introduction to the UK Government's White Paper on International Development, pp. 1-18

Gmelin, W. (1999). The Europeanization of Aid. In King, K. and Burchert, L. (eds.), *Changing International Aid to Education: Global Patterns and National Context*, pp. 147-152, Paris: UNESCO

King, K. (1999). Introduction: New Challenges to International Development Cooperation in Education. In King, K. and Burchert, L. (eds.), *Changing International Aid to Education: Global Patterns and National Context*, pp. 13-28, Paris: UNESCO

Schraeder, J., Hook, S. and Taylor, B. (1998). Clarifying the Foreign Aid Puzzle: A Comparison of American, Japanese, French, and Swedish Aid Flows. *World Politics*, 50, January

Sifna, N. (2001). Partnership in Educational Assistance to African Countries: Rhetoric or Reality広島大学教育開発国際協力研究センター・セミナー発表資料